いじめ認知と問題への対応

県立新潟北高等学校

いじめ（疑いを含む）把握（1 アンケート、2 インターネット、3 教職員発見、4 本人・保護者の訴えなど）

学年主任・学年団 ⇔ 教頭、いじめ対策教員、生徒指導主事 ⇔ 第1次判断 ⇔ 学校長

・訴えの確認と共有、対応の検討
・認知判断
・校長からの指導
・いじめ認知報告書の提出（7日以内）
・被害生徒の安全確保

いじめ対策教員、学年主任・学年団、生徒指導部

1 方法
・「具体的な内容（5W1H）」を、「複数の教員」で聞きとり
・手書きのメモも含め聞き取り資料は保存
・プライバシーに配慮
※　必要に応じ、他の生徒からも聞きとる

2 内容
・被害生徒から、状況（被害性、心情等）の確認
・加害生徒から、経緯や心情を確認
・被害生徒からの要望等の確認
※　聞きとりをした該当する関係生徒の保護者に確実に連絡

いじめ対策委員会

認知した場合
・指導方針の決定
・双方の保護者へ連絡、関係の構築
・県へ報告（教頭）
※ 必要に応じ外部関係機関と連携

全職員

・情報の共有（いじめ防止対策推進教員）
・学校全体としての見守りと情報提供の依頼
・当該生徒への支援と指導（当該学年、生徒指導部）

いじめ解消の確認

3ヶ月を目安に、被害生徒が苦痛を感じて
いないことを被害生徒、保護者に確認（当該学年）

【重大事態発生の場合】

・学校による基本調査
・県いじめ防止対策等委員会
　による詳細調査